

2000年5月29日

浦和地方検察庁検事正殿

CC.浦和地方検察庁 大塚隆治検事殿

警察庁長官殿（生活安全局生活環境課生活経済対策室）

埼玉県警察本部長殿

武南警察署長殿

東京税関署長殿

神戸税関署長殿

逮捕された象牙業者と象牙業界に対する

徹底した捜査の継続を求める要望書

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目5番4号末広ビル7階

T/F：03(3595)1171 E-mail：jwcs@blue.ocn.ne.jp

野生生物保全論研究会（JWCS）

〒113-0021 東京都文京区本駒込1-17-16-201

T：03(5978)6272 F：03(5978)6273 E-mail：alive@jca.apc.org

地球生物会議（ALIVE）

去る2000年5月16日、同年4月発生の象牙密輸事件で逮捕された2名の内、日本の象牙業者に対する刑事処分が行われました。犯罪事実は、無許可輸入罪に係る貨物について、情を知ってこれを運搬したことであり（関税法112条）、無許可輸入罪（同法111条）については立件されておりません。しかも検察官は正式裁判を求めず、略式起訴手続によって罰金30万円が科されたにとどまりました。

しかし、香港在住の共犯者（起訴済み）は、日本の象牙業者と面識を持ち、これまでも日本の象牙業者と象牙を取り引きしていたことが疑われている者でした。

また、密輸されたのは総重量500kgにも及ぶ大量の未加工象牙であることや、加工用象牙の国内流通が象牙業界の人間によって寡占されている実態を考えれば、ユーザー側が密輸の共謀に加わっていないということは想定しがたいというべきです。しかも、この象牙業者は情を知って密輸品の運搬をしたと認定されているのですから、その疑いはさらに強いといわなければなりません。こうした事情に鑑みれば、象牙業者や象牙業界に対する捜査が打ち切られるべきではありません。

また、関税法112条に定められた罰則の適用についても、3年以下の懲役も規定されているにもかかわらず、あえて罰金を選択し、しかも正式裁判を求めず略式起訴手続がとられました。

しかし、本件がワシントン条約関連の税関行政に対する重大な違反行為であり、かつ日本政府の野生生物保全行政に対して、日本国民と国際社会の大きな不信をもたらしたことに鑑みれば、検察庁の処分はあまりに軽きに失するといわねばなりません。

以上の点に鑑み、以下の点を強く要望します。

要望事項

- 1 逮捕された象牙業者の本件密輸そのものへの関与と同種余罪に関する捜査を再開し、事実を徹底糾明すること
- 2 日本の象牙業界の本件に対する関与の有無を徹底糾明すること
- 3 捜査の結果、逮捕された象牙業者らの密輸への関与について立件が可能になった場合は、事案の重大性を十分考慮し、厳しい処分を求めていくこと

